

5 近 経 第 8 0 号
令和 5 年 7 月 1 9 日

東京都江東区木場 5-8-40
株式会社 八州
代表取締役 大西 孝敬 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、近畿中国森林管理局発注の「P C B 含有塗膜調査業務（林道橋）」の一般競争入札において、開札の結果、調査基準価格を下回ったため、品質証明書等の提出を求めたところ、入札を辞退したことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 1 9 年 7 月 2 日付け 1 8 林政政第 7 9 3 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 5 年 1 0 月 1 9 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間 令和 5 年 7 月 2 0 日～令和 5 年 1 0 月 1 9 日（3 ヲ月）
- 2 指名停止の理由 貴社は、令和 5 年 6 月 2 9 日に実施した近畿中国森林管理局発注の「P C B 含有塗膜調査業務（林道橋）」の一般競争入札において開札の結果、1 番札での入札であったが、調査基準価格を下回ったため、品質証明書等の提出を求めたところ、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」に定める第三者照査者の確保ができないことを理由に入札を辞退した。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 1 6 号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。